

# 1 幅広い県民の参加により道徳性・社会性の向上を図ります。

取組の柱	取組の方向
道徳性・社会性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・命を大切にする教育の充実</li> <li>・社会全体のモラルの向上</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・集団活動や交流活動の推進</li> <li>・情報モラルの向上</li> </ul>
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒への指導の充実</li> <li>・人権啓発の推進</li> </ul>
いじめ・不登校等への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未然防止と早期発見に向けた取組の充実</li> <li>・相談体制の充実</li> </ul>
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所等と小学校との連携強化</li> <li>・幼稚園・保育所等による子育て支援の充実</li> <li>・幼児期の教育の在り方の検討・策定</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流・ボランティア活動の推進</li> <li>・社会福祉に貢献できる人材の育成</li> </ul>
安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な安全教育の充実</li> <li>・災害発生に備えた人材の育成</li> </ul>

## (1) 道徳性・社会性の向上

- 平成 23 年度以降小・中学校等で全面実施される新しい学習指導要領の基本的な方向性を明らかにした中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月）では、これまで家庭や地域の教育力の低下を踏まえた対応が不十分であったとの認識に立って、豊かな心を育成するために、コミュニケーションや感性、情緒の基盤としての言語活動の充実と、社会生活を送るうえで不可欠な規範意識や倫理観を養う道徳教育の充実・改善を重点事項にあげています。
- さらに、現在では中学生の 70%以上、高校生の 97%以上が携帯電話を所有しており（平成 21 年本県調査）、インターネットやメールを使用する中で、友人間のメールのやりとりが深刻ないじめや個人情報の漏えいに発展したり、出会い系サイトやゲームサイトなどを通じたトラブルや犯罪に巻き込まれたりする事例も増えています。
- 本県では、「モラルの向上」、「情報モラルの向上」を、アクションプランの重点テーマとして位置付け、学校における道徳教育の充実に取り組むとともに、家庭・地域・学校の協働による取組を目指し、学校を中心に保護者や地域にも働きかけて啓発活動を推進してきました。
- 今後も、児童生徒の主体的な取組も含めた啓発活動や、より実践的な道徳教育の推進、体験活動・交流活動の充実、コミュニケーション能力育成の取組など、幅広い視点から社会全体で道徳性・社会性の向上に粘り強く取り組んでいきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 命を大切にす教育の充実

- ◇ 家庭や地域と連携し、幼児教育、学校教育のあらゆる場面、あらゆる機会を捉えて命の大切さが実感できる教育活動を行います。
- ◇ 地域や家庭において「命をはぐくむ」ことを目的とした取組を、家庭教育支援団体や社会教育関係団体を通じて推進し、命の大切さを広く県民に啓発します。

#### ■ 社会全体のモラルの向上

- ◇ 子どもたちが主体となって取り組むモラルやマナーの向上のためのキャンペーン活動を県内各地域において展開します。
- ◇ 様々な機会を通じ、保護者や広く県民に向けて、モラルやマナーの向上についての啓発を行います。
- ◇ 幼稚園、小・中・高等学校、地域住民、保護者、関係機関が連携して、講演会や研修会を実施するなど、地域全体のモラルの向上に取り組めます。

## 地域と連携したマナー教育の試み 【県立内海高等学校】

内海高等学校では、平成21年度に県教育委員会の「地域とあゆむ学校づくり推進事業」の実践指定校となったことを契機として、地域と連携して学校周辺における「花街道づくり」を進めることにより、生徒の登下校時を中心としたマナー向上の取組を行っています。

この活動を進めるにあたっては、地域の区長や施設の代表者、PTA関係者及び生徒代表等からなる「企画会議」を年3回開催し、相互に意見を交換することにより、学校周辺の除草や清掃活動、花壇づくり、高齢者福祉施設への訪問等の計画を作成し、実施しました。

この計画の策定段階で地域の代表の方から、学校周辺のゴミのポイ捨てについての現状が報告されたことにより、ふだん教員から指導されてもなかなか受入れなかった生徒の中に問題意識が芽生え、生徒会役員が中心となって看板づくりや呼びかけを行った結果、ゴミのポイ捨てが減るなど、生徒のマナーが向上し、地域との信頼関係も良好なものとなっています。



生徒がつくった看板

### ■ 道徳教育の充実

- ◇ 道徳の授業の公開を促進したり、各学校の取組をWebページで紹介したりするなど、道徳教育の取組を共有します。また、指導参考資料の作成を行うなど、道徳教育の充実を図ります。

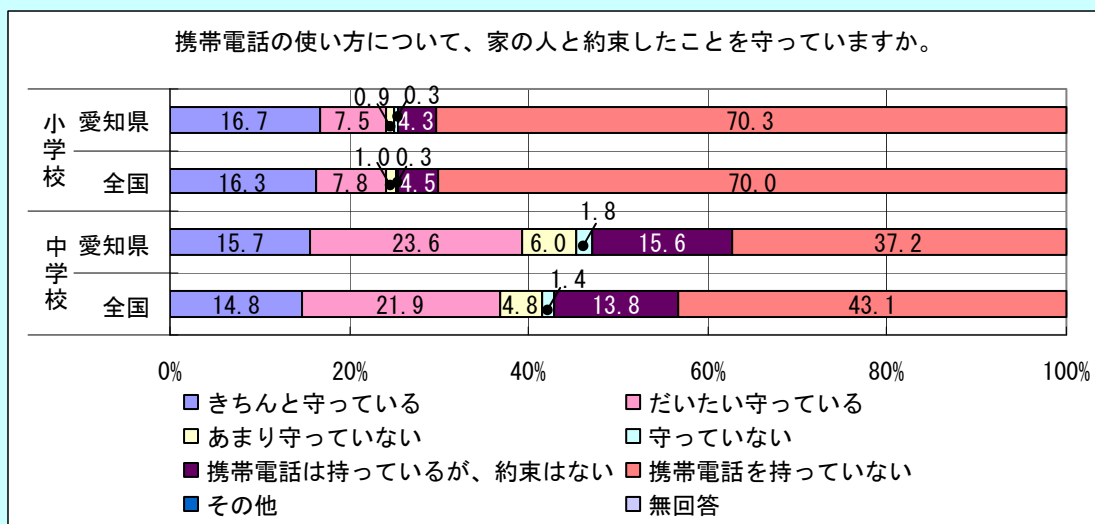
### ■ 集団活動や交流活動の推進

- ◇ 子どもたちのお互いを思いやる心を育むとともに、善悪を判断する力やコミュニケーション能力を高めるため、異世代間や異年齢間での交流や、幼稚園、小学校、中学校など異校種間での交流、集団での交流活動を推進します。また、子どもたちが地域の様々な世代の方と交流する活動を企画・運営する人材を育成し、地域での活動促進を図ります。
- ◇ 地域に貢献する活動や社会に役立つ体験など、学校を中心に児童生徒が地域の人々と交流する活動を推進します。
- ◇ 社会貢献への意欲をもつ若者などを様々な活動における指導者として養成し活用するなど、社会活動への参画を促し、集団活動や交流活動などの充実を図ります。また、これらの活動や取組を通して、若者たちの社会貢献への意欲をさらに高めていきます。
- ◇ 子どもたちのコミュニケーション能力を高めるため、演劇などの表現活動を通じたワークショップの実施や授業プログラムの普及に取り組みます。
- ◇ 子どもたちの社会性を育成するため、青年の家、美浜・旭高原少年自然の家などの野外教育施設を活用した体験活動を推進します。

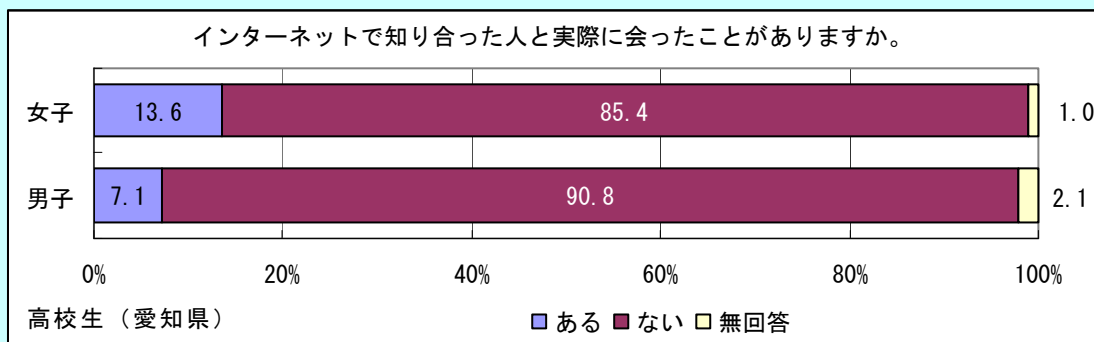
## ■ 情報モラルの向上

- ◇ 子どもたちの情報モラルの向上を図るため、携帯電話やインターネット等を利用するときのルールやマナー、モラルに関して、保護者への啓発を行います。
- ◇ 学校における情報モラル教育の充実を図るため、各学校や市町村教育委員会の取組、学校にとって役立つ情報などを紹介します。
- ◇ ネット社会の危険性を保護者や地域の人々へ伝えるなど、地域で情報モラルの向上に取り組むボランティアを養成します。
- ◇ インターネットの掲示板等の監視活動を行い、子どもたちのインターネット上でのいじめや犯罪被害の未然防止に努めます。

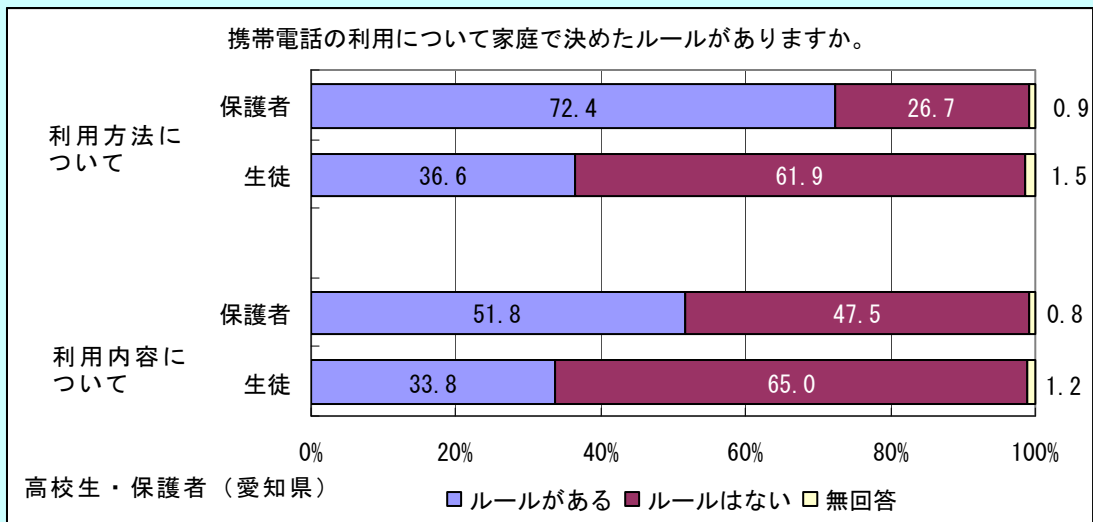
## 携帯電話の利用について



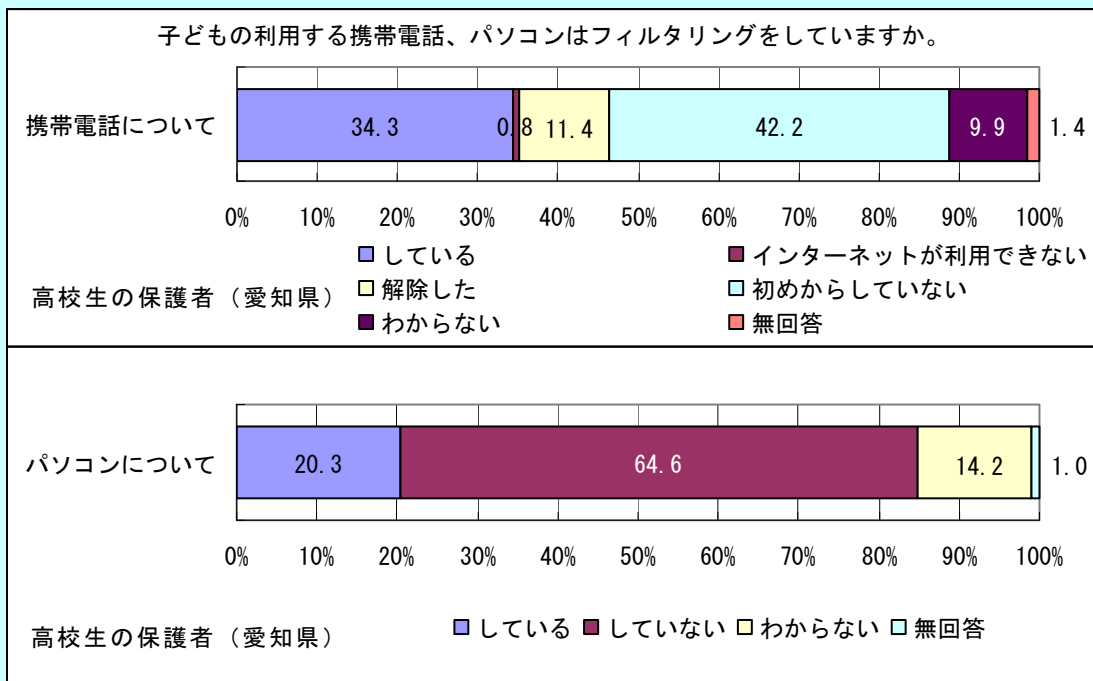
(平成 21 年度全国学力・学習状況調査)



(平成 21 年度情報モラル教育に関する実態調査 (愛知県調査))



（平成 21 年度情報モラル教育に関する実態調査（愛知県調査））



（平成 21 年度情報モラル教育に関する実態調査（愛知県調査））

## 目指せ「情報モラル先進県」 【愛知県教育委員会】

「あいちの教育に関するアクションプラン」では、家庭・地域・学校が共通の目標として協働で取り組む重点テーマを定めており、平成 21 年度、22 年度は、ネットを介したトラブルや犯罪が問題となっていることから、『目指せ「情報モラル先進県」』を合言葉として、一丸となって情報モラル向上に取り組んできました。

本県では、携帯電話やインターネットの利用などについて、県立高等学校、特別支援学校（高等部）の生徒、保護者、教員の実態調査を行うとともに、携帯電話会社や警察、総務省を含めた、総合的に「情報モラル」の向上を検討するための研究会議を立ち上げ、意見交換を行いました。

また、情報モラルの専用サイト「iーモラル」を立ち上げ、県内の小・中・高等学校が

学校の取組を紹介するなど、情報モラル教育の向上を図っています。さらに、携帯電話を実際に使用したり、啓発の予行練習を行ったりするなど、様々な場面で情報モラルの重要性を伝えるためのボランティアを養成しました。

特に、携帯電話については、中学生の70%以上、高校生の97%以上が所有しており、トラブルや犯罪に巻き込まれる事例も増えています。そこで、中学校へ入学する段階に、子どもへ携帯電話を持たせる親が最も多くなると言われていることから、全小学校6年生の保護者に、携帯電話やインターネットにまつわるトラブルや対応方法、家庭でのルールづくりなどを紹介するパンフレット「ケータイは、子どものオモチャじゃありません。」を作成し配布しました。

しかし、情報通信技術は絶えず進歩しており、ネットを介したトラブルや犯罪もそれに伴って変化しています。また、モラルの向上は一朝一夕で成しえるものではなく、粘り強く取り組んでいく必要があります。そこで、これらの成果を生かし、引き続き、情報モラルの先進県を目指していきたいと思います。



保護者向け啓発パンフ

## (2) 人権教育の推進

- 全ての人々の人権が尊重され、擁護されることは、平和で幸福な社会をつくる礎となるものであり、人権に関する学習、教育・啓発は、家庭、地域社会、学校のあらゆる場を通じて、あるいはそれらが連携して行われることが重要です。
- しかし、子どもへの虐待をはじめ、女性・高齢者・障害者・同和地区出身者・外国人・HIV感染者等への差別や偏見など、様々な人権問題が存在しています。また、価値観が多様化する高度情報化社会の中で、インターネットを介した差別的情報の掲載やネットいじめなどの人権侵害も生じています。
- 本県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、県民一人一人が様々な学習機会を通じて、正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、実践していけるよう取組の充実を図っており、平成22年7月には「あいち人権啓発プラザ」を人権啓発の拠点として開設するなど人権教育・啓発の推進に取り組んできました。
- とりわけ、学校においては、児童生徒が人権問題を自らの問題として捉え、判断や実践ができるよう効果的な学習方法や指導法の改善に努めるとともに、子どもたちと日々接する教職員が人権感覚を身に付けて、幅広い観点から人権教育を推進していくことができるよう、教職員の人権に関する研修の充実を図ります。

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 児童生徒への指導の充実

- ◇ 学校において、教科指導をはじめ様々な教育活動の中に、ロールプレイングやワークショップなどの協力的・参加的・体験的な学習を取り入れ、児童生徒の人権問題についての知的理解を深め、人権感覚を身に付けた態度や行動がとれるよう指導します。特に、人権週間<sup>1</sup>を中心として、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行います。
- ◇ 人権に関する公開授業を実施するなど、学校における人権教育の取組について家庭や地域へ積極的に情報提供するとともに、保護者や地域の中から講師を招くなど家庭・地域・学校の連携・協力を進めます。
- ◇ 地域の実情に応じた人権の課題について研究を行い、これを踏まえた教材の作成、配布・普及を行うなど、効果的な学習方法や指導法の改善に努め、人権教育の充実を図ります。
- ◇ 市町村教育委員会、教職員、PTA関係者を対象として、研修会や学習会を開催するなど資質の向上を図ります。

<sup>1</sup>人権週間：1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としている。国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」として、全国的な啓発活動が行われる。本県でも、広く県民の皆様の人権問題についての関心を高め、人権尊重の理念について正しい理解を深めていただくことを目的として、この人権週間（12月4日～10日）に合わせて、マスメディア等を利用した広報啓発事業を実施している。



## ■ 人権啓発の推進

- ◇ 子どもから大人まで人権に関する正しい知識と感覚を身に付け、人権尊重の精神を日常生活で生かしていくことができるよう、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画<sup>1</sup>」に基づき、人権啓発のイベントの開催や、ポスター・新聞・ラジオ等を活用した人権意識の啓発、県民向けの人権講座の開催など、「あいち人権啓発プラザ」を拠点として様々な啓発活動を行います。

### あいち人権啓発プラザ

場所：名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎 3階

業務時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時00分～午後5時15分

業務内容：人権関連図書の閲覧、貸出し

人権啓発ビデオ・DVD・フィルムの視聴、貸出し

人権啓発パネルの展示、貸出し

人権関連資料の閲覧

その他人権啓発に関する展示

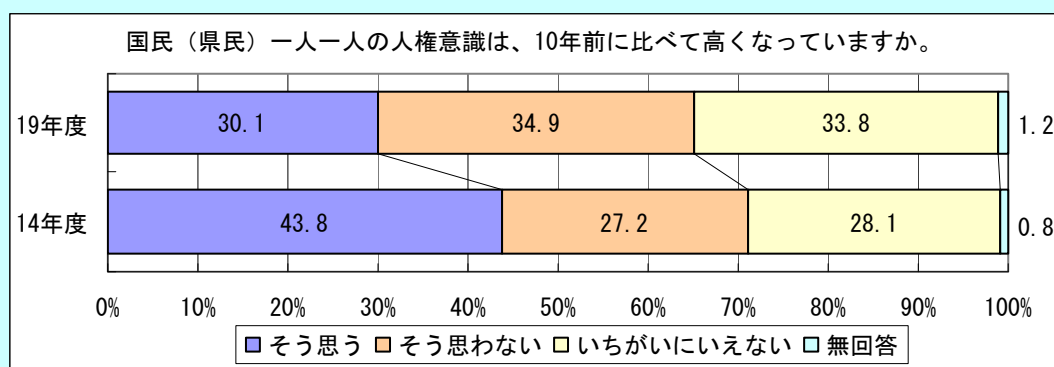


あいち人権啓発プラザ



平成22年度人権週間ポスター（県内の公共施設、JR・名鉄主要駅などで掲示しました。）

### 人権意識について



（人権に関する県民意識調査（愛知県））

<sup>1</sup>人権教育・啓発に関する愛知県行動計画：人権が一層尊重される社会を実現するため、各部局が連携して人権教育・啓発を進めていくための行動計画。



### (3) いじめ・不登校等への対応の充実

- いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、自己や他の人を傷つけたりする背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。また、不登校は、人数の増加に加え、いじめや発達障害、保護者による虐待などが背景にあるケースなど、質的にも多様化が進んでいます。そのため、いじめや不登校は、特別な状況下で起こるのではなく「どの子にも起こり得る」と捉えていく必要があります。
- 本県では、小・中学校におけるいじめや不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動が依然として多く、高等学校においては人間関係のトラブル等に起因する適応障害や自傷行為を繰り返す生徒が見られます。
- これまで、小学校へのスクールカウンセラーの配置を拡大したり、教員志望の大学生を不登校児童生徒の相談相手として家庭に派遣したりするなど、相談体制の充実に取り組んできました。また、中学校1年生にも35人学級を導入するなど、円滑に中学段階へ適応するための対応などを行ってきました。
- 今後、子どもたちが豊かな人間関係を築いていけるよう、体験・交流活動を推進していくとともに、スクールカウンセラーの一層の拡充や、教員のカウンセリング能力の向上などによる相談体制のさらなる充実や関係機関との連携強化を図るなど、いじめ・不登校等の未然防止と早期発見、早期対応に努めていきます。

#### 取組の方向と施策の展開

##### ■ 未然防止と早期発見に向けた取組の充実

- ◇ いじめや不登校などの問題行動の未然防止につなげていくために、児童生徒が地域に働きかける活動や異世代間の交流活動など、様々な人と関わりあい豊かな人間関係を築いていくきずなづくりを推進します。



環境保全活動



お年寄りとの交流活動

- ◇ 教職員が児童生徒と触れ合う時間を確保し、児童生徒の不安や悩みに気づき、問題行動に陥る前の小さな変化を見逃さない体制づくりを行います。
- ◇ いじめや暴力行為の未然防止と早期発見のために、関係機関との連携を強化し、地域で児童生徒を見守る体制づくりを進めます。

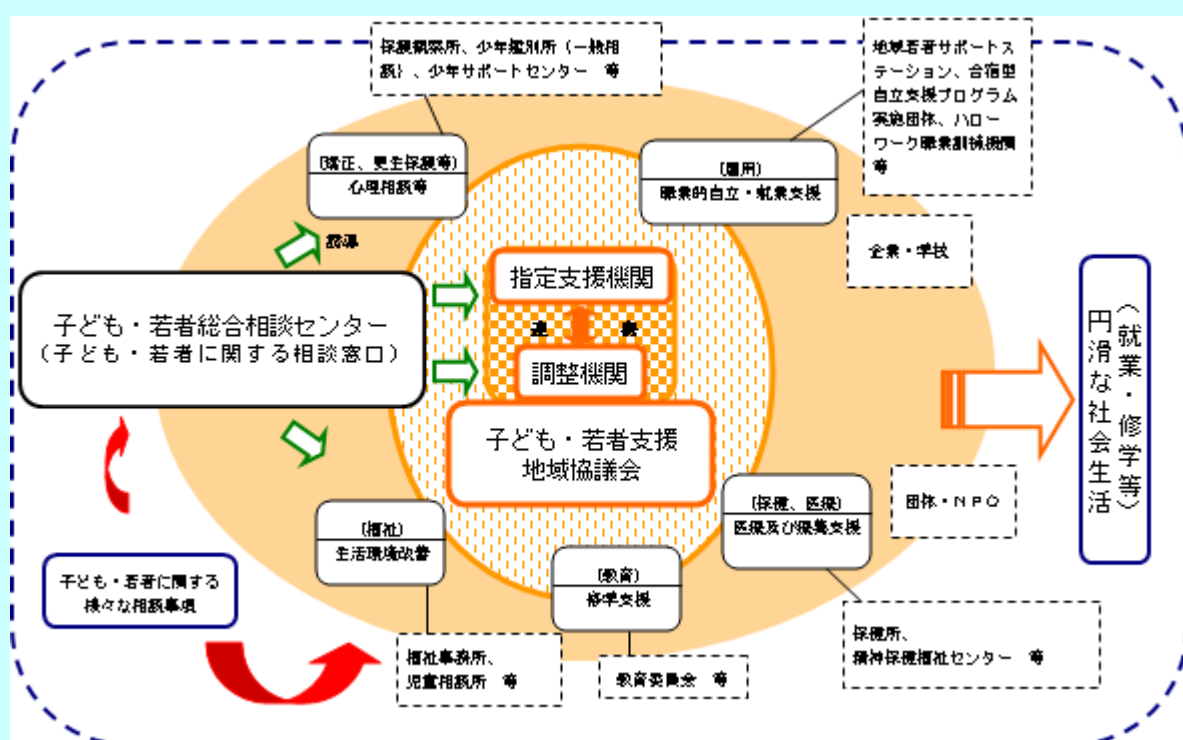
##### ■ 相談体制の充実

- ◇ 学校における相談活動を一層充実させるため、スクールカウンセラーの配置の

拡充と資質の向上とともに、教員のカウンセリング能力の向上を図ります。

- ◇ いじめや不登校などに悩む児童生徒や保護者が、面談や電話等で相談できる体制を充実します。
- ◇ 不登校やひきこもりの児童生徒及びその家族に対して、相談できる体制を充実します。また、教員志望の大学生などを児童生徒の話し相手や遊び相手として派遣するなどして児童生徒の心の安定を図り、社会とつながるきっかけをつくっていきます。
- ◇ 社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者を総合的に支援するために、地域の関係機関が連携したネットワークの構築に向けて市町村とともに取り組んでいきます。

### 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（イメージ）

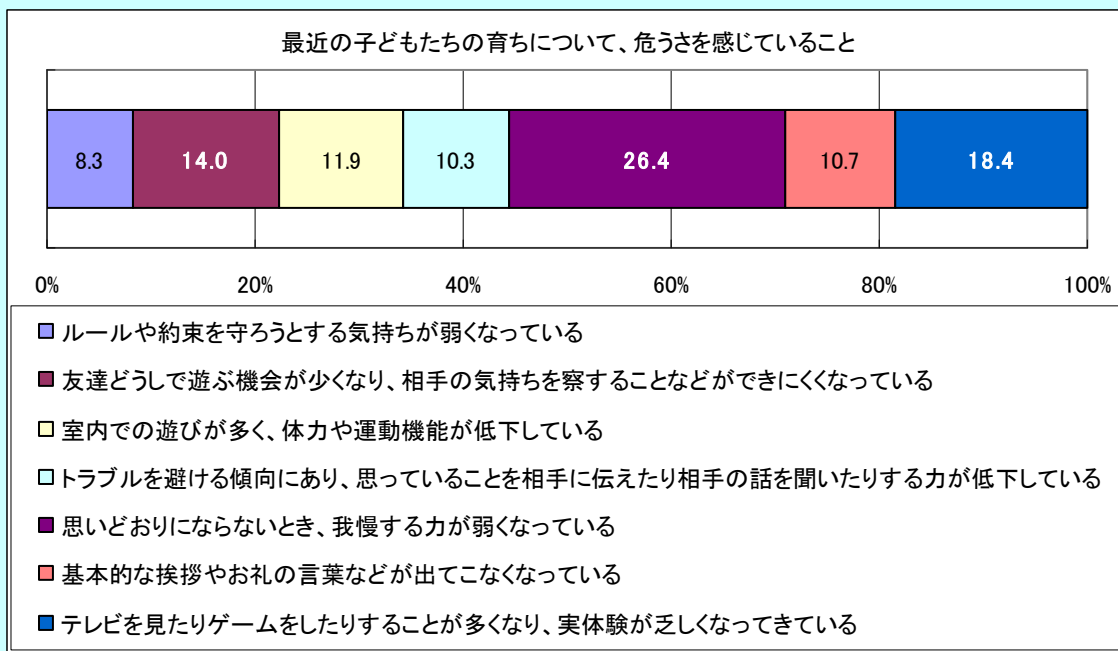


※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

## (4) 幼児教育の充実

- 核家族化や少子化などによる家族構成の変化や、都市化の進行によるライフスタイルの多様化を背景に、地域におけるつながりの希薄化の中で家庭の孤立化も指摘されており、また、保護者自身が教育や子育ての問題点として「家庭でのしつけや教育が不十分である」をあげています。
- 特に、幼児期に身に付けるべき基本的な生活習慣や社会性・規範意識の芽生えなどが不十分なまま小学校に入学し、円滑に学校生活を送れない児童への対応が課題となっています。幼児期は、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった生きる力の基礎を培う時期であり、幼児期における教育はますますその重要度を増しています。
- 本県では、生き物と触れ合う体験活動や、地域行事への参加、伝統文化に触れる活動、異年齢との交流など、様々な体験活動に取り組み、思いやりの心や自他を大切にすることを育むとともに、コミュニケーション能力や人間関係を構築する力の向上に努めてきました。
- 今後、遊びを通しての指導を充実させるとともに、小学校との接続を意識した教育活動を推進するなど、幼児教育の充実を図っていきます。また、現在国において検討が進められている幼保一体化の動きを注視し、幼児教育の質の維持・向上を目指していきます。

### 子どもたちの育ちについて



(平成 21 年度愛知県幼児教育研究協議会 (愛知県))

## 取組の方向と施策の展開

### ■ 幼稚園・保育所等と小学校との連携強化

- ◇ 幼児期から児童期にかけての教育は、それぞれの発達の段階を踏まえた指導を充実させることが重要であることから、幼児期の教育と小学校教育の接続のため、互いの教育の内容の理解が深まる研修を充実させます。
- ◇ 様々な遊びを通じた体験活動や、小学校との接続を意識した交流活動などを市町村に研究委嘱をしてその取組や成果を広めたり、学校教育担当指導主事会や幼稚園教育担当者連絡会において市町村や学校の実践を紹介したりするなど、市町村における幼児教育の充実を図ります。

### ■ 幼稚園・保育所等による子育て支援の充実

- ◇ 地域で子どもを育てる体制づくりを推進するため、地域の人たちが幼稚園・保育所等の教育活動へ参加することを促進したり、保護者どうしの交流の機会や子育ての情報の提供を行ったりするなど、幼稚園・保育所等が地域における幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう支援します。
- ◇ 幼稚園児の保護者が、子育ての喜びや楽しさを実感し、家庭での子育てに生かしていけるよう、幼稚園の保育や行事の運営等に積極的に参加する取組を促進します。
- ◇ 教育と保育の一体的な提供を行うため、過疎地域や児童が減少している地域、あるいは待機児童が多い地域などで、地域の実情に応じて、認定こども園<sup>1</sup>の制度が活用されるよう支援します。

### 幼稚園教員と保育所保育士の合同研修 【常滑市】

常滑市では幼児教育の質を高めるため、平成15年度から幼稚園と保育所が合同で教員と保育士の研修を行っています。当初幼稚園で保育の質を高めるために行っていた園内研修を拡大し、保育所にも対象を広げ市内の地区ごとに2～3園がグループとなり研修を行っています。

研修では、愛知県幼稚園教育研究会が取り組んでいるテーマや、幼児教育の喫緊の課題の中から「研究テーマ」を設定し、お互いが持ち寄った事例を基に課題の把握や問題解決方法の討議などを行います。

研修時間の確保が難しい保育士も参加しやすいよう、研修会は定期的（隔月、年5回）に開催しています。複数の園の幅広い年齢層が交流し意見交換を行うことで保育者どうし



保育を見て合同研修

<sup>1</sup>認定こども園：幼稚園と保育所等のよいところを活かした新しい制度で、平成18年10月にスタートした。認定は都道府県知事が行う。地域の実情に応じて多様なタイプが認められるが、幼保連携型は、認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行い、認定こども園としての機能を果たすタイプ。他に幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。

が刺激しあい、視野を広げながら幼児理解を深めています。

また、平成 21 年度から市教育委員会で実施している「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の中で、「保育力アップセミナー」を開催し特別支援教育に必要な指導力の向上に取り組んでいます。このセミナーで保育士と一緒に研修するなかで、幼稚園教員にも乳児期からの発達の理解が深まっています。

これらの研修を通して、幼稚園教員と保育士が乳幼児の発達や学びについて意見交換できる関係が築かれ、幼稚園と保育所が一体となって常滑市の幼児教育について考える土壌ができてきました。

このような取組を経て常滑市では、平成 23 年度から認定こども園（幼保連携型）を開園します。

## ■ 幼児期の教育の在り方の検討・策定

- ◇ 基本的な生活習慣を身に付け、規範意識や思考力、表現力の芽生えを培うことなどを旨とし、全ての幼児が質の高い教育を受けることができるよう、本県としての幼児教育の指針を示していきます。

## 愛知県幼児教育研究協議会

本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するために開催しています。

### ・最近の協議題

平成 17～18 年度

幼児期における心の教育 -「命」を感じる教育を考える-

平成 19～20 年度

協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える

平成 21～22 年度

子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程 -伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視して-



## (5) 福祉教育の推進

- 都市化や少子高齢化の急速な進展に伴い、地域のコミュニティの力はしだいに低下しており、人や地域のつながり・きずなの再生を図り、互助や支え合いによって社会をつくりあげていくことが必要です。また、介護を要する高齢者の増加への対応や、障害者の地域における自立生活の支援のために、多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成が求められています。
- 本県では、県立高等学校2校に養護学校高等部の分校を併設し、障害のある生徒とない生徒との日常的な交流を推進するなど、ノーマライゼーションの理念の実現に向け取り組むとともに、高等学校の福祉科や総合学科等において、福祉に関する専門的知識や技術を身に付けたり、介護福祉士国家試験に対応した学習を行ったりするなど、社会福祉に貢献できる人材の育成に取り組んでいます。
- 毎年多くの中学生や高校生が福祉施設等においてボランティア活動や職場体験に取り組んでいますが、今後は、NPOや福祉関係団体などと連携する中で、こうした取組をさらに広げていきます。また、小・中・高等学校と特別支援学校の交流及び共同学習を推進するなど、互いに人格や個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 交流・ボランティア活動の推進

- ◇ ノーマライゼーションの理解の実現に向け、NPO・社会福祉協議会・福祉関係団体などと連携をしながら、保育・介護体験や職場体験、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動を推進します。
- ◇ 養護学校高等部を併設した高等学校などにおいて、高等学校と養護学校高等部とが日常的に交流することで、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて生徒の人権意識を高めるとともに、双方の理解を深めます。
- ◇ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進します。
- ◇ 学校の総合的な学習の時間などで副読本を活用したり、福祉体験学習を行ったりするなど、市町村社会福祉協議会などと連携を図りながら、学校での福祉教育を充実していきます。

#### ■ 社会福祉に貢献できる人材の育成

- ◇ 教科「福祉」を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成します。
- ◇ 認知症の人やその家族を地域で支える社会の推進を図るため、小・中学校において認知症に関する正しい知識を学び、適切な対応ができるようにサポーター養



成講座の開催を推進します。

## サービスラーニング<sup>1</sup>の取組 【日本福祉大学 NPO法人地域福祉サポートちた】

知多半島は多くのNPOが活発に行動している地域です。これらのNPOは中間支援組織である「地域福祉サポートちた」を中心にネットワークを作り活動しています。日本福祉大学では文部科学省のモデル事業（教育GP<sup>2</sup>）として、地域における福祉活動の現場で体験を通して学ぶ「サービスラーニング」を、この「地域福祉サポートちた」と協働で展開しています。



NPOで高齢者と交流する学生

これは、大きな福祉施設ではなく、地域のNPOの教育力に期待し取り組んでいるものです。

サービスラーニングでは、高齢者デイサービスや学童保育、障害者支援などの現場で、異世代交流や夏祭りなど行事の企画、在宅での生活支援や介護予防などの福祉活動を通して、学生たちの「自己形成力」を高めていきます。その際に自分や相手、地域社会についての「気づき」と、学習過程の「リフレクション」を重視した教育プログラムを導入しています。

学生からは「活動を通して、地域の様子がよくわかった。」「体験によって自分自身の成長を感じた。」「利用者の「こうしてほしい」という思いと、NPO団体の「こうしたい」思いが重なりあって地域全体がつながる。地域での活動の本質が理解できた。」などの報告があり、将来、一人の市民として地域の問題解決に向けて連帯して取り組む力が身に付いています。

<sup>1</sup>サービスラーニング：見返りを求めない伝統的なボランティアの概念に基づくものの、しいて言えば「学習」を見返りとして、ボランティアサービスを提供する学生側とそれを受ける側とが対等の互酬関係に立ち、学生がボランティア活動の経験を授業内容に連結させ、学習効果を高めるとともに、責任ある社会人になるために行うボランティア活動のこと。

<sup>2</sup>教育GP：「質の高い大学教育推進プログラム」（教育GP）は、大学設置基準等の改正等への積極的な対応を前提に、各大学・短期大学・高等専門学校から申請された、教育の質の向上につながる教育取組の中から特に優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国全体としての高等教育の質保証、国際競争力の強化に資することを目的とした文部科学省の事業である。（GPは「Good Practice」（優れた取組）のこと。）

## (6) 安全教育の推進

- 子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることは、誰もが望み、期待するところです。児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養っていく必要があります。
- 本県では、小学校が主体的に防犯活動に取り組む「防犯少年団」を設立したり、高校生を対象に、大学と連携した防災リーダーの養成を行ったりするなど、児童生徒の安全に対する意識付けと理解の促進を図ってきました。
- しかし、児童生徒を取り巻く環境は、不審者による犯罪の増加や重大な交通事故の発生など、依然として深刻な状況にあり、家庭や地域、そして警察などの関係機関と連携した防犯活動や安全教育を引き続き推進していく必要があります。
- また、本県では、東海地震に関する「強化地域」、東南海・南海地震に関する「推進地域」に全市町村の 9 割以上が指定されるなど、地震発生時に甚大な被害が想定されており、学校における防災教育の充実が重要な課題となっています。
- そこで、体験型の防犯教室など実践的な取組を進めるとともに、将来の安全を守る担い手を育成するなど、安全教育を充実していきます。

### 取組の方向と施策の展開

#### ■ 実践的な安全教育の充実

- ◇ 子どもたちの安全に関する知識の習得や危険から身を守る能力の向上を図るため、子どもたちが主体的に安全なまちづくりに取り組んでいく活動を支援したり、体験型の防犯教室を開催したりするなど、実践的な安全教育に取り組めます。
- ◇ 学校全体で自転車の安全利用に取り組むモデル校を指定するなど、交通事故のない社会づくりに参加する姿勢や態度を育てます。
- ◇ 教職員の危機管理意識の高揚を図るため、教職員を対象とした安全教育に関する研修を充実します。



交通安全セミナー

#### ■ 災害発生に備えた人材の育成

- ◇ 大学と連携して、高校生を対象にした、自然災害に対する知識・技術を習得するための講座を開催することなどにより、地域の減災活動や災害発生時のボランティア活動の担い手となる防災人材の育成に取り組めます。



高校生防災セミナー